

尼崎市内の阪急沿線におけるまちづくりの推進に関する協定書

尼崎市（以下「甲」という。）と阪急電鉄株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携強化を通じて、尼崎市内の阪急沿線（尼崎市北部地域。以下「対象地域」という。）におけるまちづくりに関して次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が緊密に相互連携・協力して、将来的な定住人口・交流人口・関係人口の増加を目指し、持続可能なまちづくりや地域の活性化など、対象地域における都市機能の再生・強化に向けた取組の推進を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条に定める目的を達成するため、次の事項に関して連携し、協力する。

- （1）駅を中心としたまちづくりや交通機能の強化等に関する事
- （2）地域資源を活用したまちの賑わいづくりに関する事
- （3）災害に備えたまちづくりの推進や暮らしの安全安心の向上に関する事
- （4）その他、相互の連携・協力による取組が必要と認められる事

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。

（機密の保持）

第3条 甲及び乙は、本協定に関して知り得た情報は漏らしてはならない。本協定の効力が失われた後も同様とする。ただし、事前に書面にて相手方の承諾を得た場合は、甲及び乙以外の者に対し、本協定に関して知り得た情報を提供することができる。

（協定内容の変更）

第4条 甲及び乙のいずれかが協定内容の変更を申し出た場合は、その都度、協議の上、当該変更を行うものとする。

（期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲及び乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間、本協定は更新され、その後も同様とする。

（疑義等の決定）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙の協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲及び乙のそれぞれが記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8（2026）年 9月 25日

甲 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号
尼崎市
尼崎市長 松本 眞

乙 大阪市北区芝田1丁目16番1号
阪急電鉄株式会社
代表取締役社長 嶋田 泰夫

1. はじめに

(1) 背景

- ・尼崎市内における阪急沿線は、北部地域に位置している。
- ・尼崎市の人口は昭和45（1970）年の約55万人をピークに減少しているが、北部地域の人口、世帯推移はほぼ横ばい。世帯人員の構成比は市全域と類似しているが、単身世帯が増加傾向にある。
- ・昭和初期に阪急沿線の宅地開発が進み、現在、専用住宅地が北部地域全体の65%を占めている。北部地域は農地などの豊かな緑が比較的多く残されており、ゆとりある良好な住環境を有する地域として保全する必要がある。
- ・既存駅周辺では業務機能や商業機能、交通機能の充実を図るとともに、老朽化している施設の機能更新を促進する必要があるほか、武庫之荘駅～西宮北口駅間 新駅の設置に合わせたまちづくりを進めていく必要がある。
- ・東西に猪名川・藻川、武庫川等の河川に囲まれているため、洪水や高潮といった風水害への備えが必要である。

(2) 目的

- ・尼崎市と阪急電鉄株式会社が緊密に相互連携・協力して、将来的な定住人口・交流人口・関係人口の増加を目指し、持続可能なまちづくりや地域の活性化など、阪急沿線における都市機能の再生・強化に向けた取組の推進を図ることを目的とする。



2. 連携・協力事項及び主な取組内容

(1) 駅を中心としたまちづくりや交通機能の強化等に関すること

駅を中心に多様なライフスタイルに応じた暮らしやすいまちを目指し、都市機能集積及び交通結節機能の維持強化を図る。

駅周辺の都市機能や拠点強化

- ・武庫之荘駅～西宮北口駅間 新駅の設置
- ・新駅周辺施設の整備や高架下空間等の有効活用
- ・駅前広場や周辺公園の活用を通じた賑わいの創出

駅周辺の交通利便性の更なる向上

- ・交通結節基盤の整備
- ・駅を中心としたモビリティサービスの充実

長期的なまちづくりの構想

- ・駅を中心とした持続可能なまちづくりや地域の活性化に向けた長期的な取組の検討



(2) 地域資源を活用したまちの賑わいづくりに関すること

既存の地域資源（公園・緑地、歴史・文化等）を活用し、沿線エリアの賑わいの創出や価値向上を図る。

地域資源を活用した観光振興

- ・地域全体での観光振興の連携強化
- ・まちの周遊や滞在の促進

まちの魅力の発信や暮らしの価値向上の取組

- ・市内沿線地域の魅力や暮らし情報の発信支援
- ・魅力ある住環境を活かした新たなライフスタイルの提案

(3) 災害に備えたまちづくりの推進や暮らしの安全安心の向上に関すること

災害に強いまちづくりのための取組を推進するほか、事故などからの安全確保を行うことで、安全安心なまちづくりを推進する。

防災力の向上

- ・地震、風水害等の災害時における対応連携

安全安心な移動環境の創出

- ・駅周辺における不法駐輪対策や踏切道等における安全対策の実施

(4) その他、相互の連携・協力による取組が必要と認められること

SDGsの取組等、より良いまちづくりに向けて必要な取組を推進する。